

D分科会テーマ④ 会計検査院の实地調査

講師：小瀬 孝雄 氏
運営委員：池田 徹
長岡 寛治

経常費補助金は特定の経費に対する補助金ではなく、文字通り日常的・経常的な経費に対する補助金であるので、会計検査院の实地検査の対象も教育研究に要する経費のみならず、教職員の給与費や福利費にまで及ぶ範囲の広いものとなっています。この分科会ではこのような实地検査に対応する上で必要な留意点や検査動向について、日本私立学校振興・共済事業団から講師をお招きして研修を行いました。講師は昨年引き続き、助成部補助金課の小瀬孝雄課長にお願いしました。

研修では、前半は实地検査の根拠法令、検査の目的・観点、検査の時期、次回検査までの間隔年数、過年度の不当事項例や不当事項に関する措置などについて解説が行われ、以下のようなことを強調されました。

- ① 検査院側は検査対象校についてかなり綿密な事前調査を行っていること
- ② 検査の時期は通常前年の11月から翌年の6月くらいまでであること
- ③ 検査間隔は平均9年程度であるが一定していないこと。前回検査から5年を経過したら準備が必要であること
- ④ 不当事項として国会へ報告・公表された場合は、過大交付分の返還だけでなく、更に返還額と同額が当該年度の交付額から減額されること

研修の後半では、不当事項が発生する原因の分析とその防止対策についての説明があり、発生原因の多くが配分基準・記入要領に記載されている補助要件の確認が不十分であること、及び申請に際して複数の部署で作成される調査書の最終チェックが不十分であることに起因することが述べられました。また、補助金計算の仕組みを理解することが調査書チェックに際して不可欠であるという観点から、一般補助・特別補助の交付額算出過程についてもパワーポイントによる詳細な説明が行われました。

なお、日本私立学校振興・共済事業団では経常費補助金事務の手引書（「補助金事務必携」、平成4年刊）の全面改訂を計画しており、平成24年度中に改訂作業を終えて平成25年度から便宜に供したいとのことでした。